

8. 大会別 種目・障害区分

※障害区分は公益財団法人日本パラスポーツ協会発行の「全国障害者スポーツ大会 競技規則集(令和六年度版)」に準じ本大会用に策定しております。詳細を確認されたい方は上記の規則集にてご確認ください。

アーチェリー大会

(アーチェリー 障害区分表) ●男女別

		区分番号	障害区分	リカーブ	コンパウンド
肢体1	脳原性麻痺 以外で 車いす常用	1	第8頸髄まで残存	●	●
		2	その他の車いす	●	
肢体2	切断・ 機能障害	3	上肢障害	●	
		4	下肢障害(椅子、車いす使用含む)	●	
		5	体幹	●	
肢体3	脳原性麻痺	6	脳原性麻痺(椅子、車いす使用含む)	●	●
聴覚		7	聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	●	
内部		8	ぼうこう又は直腸機能障害(それ以外はオープン)	●	
視覚		9	アーチェリーの安全な操作が可能な方(オープン)	●	

- 1 競技は30mおよび10mで行う。ただし、10mはオープン参加とする。
- 2 参加資格は、安全上、「定期的に練習を行って技量の保持に努めている者」とする。
- 3 内部障害(ぼうこう又は直腸機能障害以外)および視覚障害はオープン参加とする。
- 4 「第8頸髄まで残存」には「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

フライングディスク大会

(フライングディスク 障害区分表) ◎区分なし ●男女別

障害区分	区分番号	アキュラシー		ディスタンス	
		ディスリート5 (5m)	ディスリート7 (7m)	座 位	立 位
肢体不自由	1	◎	◎	●	●
視 覚	2				
聴 覚	3				
知 的	4				
内 部 (ぼうこう又は直腸機能障害)	5				
精 神	6				

- 1 内部障害(ぼうこう又は直腸機能障害以外)および精神障害はオープン参加とする。

卓球大会

(卓球 障害区分表) ※男女別 ・ 年齢区分別 ※精神障害は男女別のみ

		区分番号	障害区分		区分番号	障害区分
肢体1	切断・ 機能障害	1	片上肢障害	肢体3 疾患(脳性麻痺、脳外傷等) 脳血管	10	車いす使用
		2	両上肢障害		11	杖、松葉杖使用
		3	片下肢切断、片下肢不完全		12	上肢に不随意運動あり
		4	片大腿切断、両大腿切断 片下肢完全、両下肢不完全		13	上肢に不随意運動なし
					14	片側障害
		5	片下肢・片大腿切断 両大腿切断、両下肢完全	視覚	15	アイマスク・アイシェードなし (STTの障害区分「アイマスク・アイシェードあり」は除く)
肢体2	脳原性麻痺 以外で 車いす常用	6	体幹	聴覚	16	聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害
		7	第8頸髄まで残存	知的	17	知的障害
		8	座位バランスなし	内部	18	内部障害
		9	その他の車いす	精神	19	精神障害

- 1 競技種目は卓球(STTを除く)とする。
- 2 年齢区分: 身体障害(1部=39歳以下・2部=40歳以上)
知的障害(少年の部=19歳以下・青年の部=20歳~35歳・壮年の部=36歳以上)
- 3 内部障害はオープン参加とする。
- 4 「第8頸髄まで残存」には「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。
- 5 障害区分や年齢区分及び性別が異なる選手同士にて試合を行う場合がある。
- 6 競技用のラケットは各自で用意すること。

水泳大会

◎男女別 ・ 年齢区分別 ○男女別 ・ 1部 ●男女別 ・ 2部																												
障 害 区 分 種 目		肢 1												肢 2				肢 3					肢4	視		聴	知	精
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
自由形	25m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
背泳ぎ	25m	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	●	●	●	◎	●	●	●	●	◎	●	●	●	◎	◎	
	50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	◎	◎	
平泳ぎ	25m	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	●	●	●	◎	●	●	●	●	◎	●	●	●	◎	◎	
	50m	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	◎	◎	
バタフライ	25m	●	●	●	●	●	●	●	◎	◎	◎	●		●	●	●		●	◎	●	●		●	●	●	◎	◎	
	50m	○	○	○	○	○	○	○				○		○	○	○		○		○	○		○	○	○	◎	◎	

- 1 年齢区分・身体障害（1部＝39歳以下・2部＝40歳以上）
知的・精神障害（少年の部＝19歳以下・青年の部＝20歳～35歳・壮年の部＝36歳以上）
- 2 障害区分1～25（一部を除く）は、年齢区分によって参加が可能な種目が異なる。

（ 水泳 障害区分表 ）

			区分番号	障害区分			区分番号	障害区分
肢 体 1	切 断 ・ 機 能 障 害	上 肢	1	手部切断	肢 体 2	脳原性麻痺 以外で 車いす常用	15	下肢麻痺で座位バランスなし
			2	片前腕切断、片上肢不完全			16	下肢麻痺で座位バランスあり
			3	片上腕切断、片上肢完全	肢 体 3	（ 脳 性 麻 痺 、 脳 原 性 麻 痺 、 脳 外 傷 等 ）	17	四肢麻痺（車いす常用）、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能
			4	両前腕切断、両上肢不完全			18	両下肢麻痺、上肢に軽度な不随意運動を伴う走不能
		5	両上腕切断、両上肢完全、片前腕・片上腕切断	19			片側障害で片上肢機能全廃	
		6	片下腿切断、片下肢不完全	20			その他の片側障害で走不能	
		下 肢	7	片大腿切断、片下肢完全			21	その他走可能
			8	両下腿切断、両下肢不完全	肢体4		22	浮具使用
			9	両大腿切断、両下肢完全、片下腿・片大腿切断	視 覚	23	視力0から0.01まで	
			上 下 肢	10		片上肢切断・片下肢切断、片上肢不完全・片下肢不完全	24	その他の視覚障害
		11		多肢切断、片上肢完全・片下肢完全、両上肢不完全・両下肢不完全	聴 覚	25	聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	
		肢 体 2	脳原性麻痺 以外で 車いす常用	体 幹	12	体幹（頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者）	知 的	26
13	第7頸髄まで残存				精 神	27	精神障害	
14	第8頸髄まで残存							

- 1 完全とは、上肢または下肢の3大関節（肩・肘・手関節または、股・膝・足関節）の全てに機能障害のあるものをいう。下肢の場合は長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
- 2 体幹に機能障害があっても、四肢の機能障害が伴う場合、体幹の区分には該当しない。
- 3 肢体2（障害区分13、14、15、16）は、脳原性麻痺者以外で車いす常用。（脊髄損傷、脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレー症候群等の疾患により、対麻痺や、四肢麻痺相当である場合）
- 4 障害区分22は重度の四肢体幹機能障害のある者で、浮具を使用する者とする。
- 5 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。
- 6 障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。
- 7 「座位バランス」は、背もたれの無い座位の状態で、両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。
- 8 下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用する。
- 9 スタート台（飛び込み台）は設置しない。
- 10 重複障害がある場合は自らが選択した障害区分（1つの障害区分のみ）にて全ての競技・種目に参加すること。
- 11 知的・精神の選手のプールサイドまでの介助は、当日受付で申請すること。また、身体の選手の入水介助は参加申込書に記入すること。

陸上競技大会

障 害 区 分 種 目		肢 1									肢 2						肢 3						肢4	視		聴	知	内	精	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
トラック	50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎						◎	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
	100m	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎		◎				◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎			◎
	200m											◎	◎		◎				◎		◎	◎			◎	◎	◎	◎		◎
	400m																										◎		◎	
	800m											◎	◎		◎					◎					◎	◎	◎	◎		◎
	1500m	◎										◎		◎						◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
	スラローム										◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎				◎						
4×100mリレー																											△			
跳 躍	走高跳		▲	▲																						▲	▲	▲		▲
	立幅跳	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎											◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	走幅跳	◎	◎	◎	◎	◎				◎												◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
投 て き	砲丸投	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎			
	ソフトボール投	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ジャベリックスロー	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ビーンバック投										◎	◎					◎	◎						◎						

- 1 年齢区分: 身体障害(1部＝39歳以下・2部＝40歳以上)
知的・精神障害(少年の部＝19歳以下・青年の部＝20歳～35歳・壮年の部＝36歳以上)
- 2 エントリー種目について:①50mと100m、②立幅跳と走幅跳、③ソフトボール投とジャベリックスロー(障害区分8を除く)は、両方に申し込むことはできない。

(陸上競技 障害区分表)

			区分番号	障害区分			区分番号	障害区分
肢体 1	切断・機能障害者	上肢	1	手部切断、片前腕切断、片上肢不完全、片上腕切断、片上肢完全	肢体 3	(脳性麻痺、脳原性麻痺、脳外傷等)	16	四肢麻痺で車いす使用
			2	両前腕切断、片前腕・片上腕切断、両上肢不完全			17	けつて移動
			3	両上腕切断、両上肢完全			18	片上下肢または、片上肢で車いす使用
		下肢	4	片下腿切断、片下肢不完全			19	上肢で車いす使用
			5	片大腿切断、片下肢完全			20	その他走不能
			6	両下腿切断			21	上肢に不随意運動を伴う走可能
			7	片下腿・片大腿切断、両下肢不完全			22	その他走可能
			8	両大腿切断、両下肢完全			肢体4	
		体幹	9	体幹(頭部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者)	視覚		24	視力0から0.01まで
肢体 2	脳原性常麻痺、以外で車いす常用		10	第6頸髄まで残存			25	その他の視覚障害
			11	第7頸髄まで残存	聴覚		26	聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害
			12	第8頸髄まで残存	知的		27	知的障害
			13	下肢麻痺で座位バランスなし	内部		28	ぼうこう又は直腸機能障害
			14	下肢麻痺で座位バランスあり	精神		29	精神障害
			15	その他の車いす				

- 1 4×100mリレーは男女混合とし、参加申込書にリレー代表者氏名・連絡先を記入し申込むこと。また、大会当日の12時まで、大会本部へエントリーシートを提出すること。
なお、リレーの参加資格は本大会に出場している者(リレー以外の種目に参加している者)でエントリーシートに記載の4名とする。
- 2 50mで使用する車いすは日常生活用とする。
- 3 車いすで100m以上の競争種目に出場する選手は、ヘルメット(各自で持参)を着用し競技に出場すること。
- 4 体幹に機能障害があっても、四肢の機能障害が伴う場合、体幹の区分には該当しない。
- 5 完全とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)の全てに機能障害のあるものをいう。下肢の場合は長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
- 6 「座位バランス」の判断については、背もたれの無い座位の状態で、両手の支えなく座ることができる場合、「座位バランスあり」とする。
- 7 障害区分19は軽度(ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムのプッシュ時に肘関節を完全に伸展できる)な上肢の麻痺があっても車いす駆動が可能な場合、この区分に該当する。
- 8 障害区分22は「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する。
- 9 障害区分23は四肢体幹機能障害により日常生活で常に電動車いすを使用している者とする。
- 10 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。
- 11 障害区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。なお、装着する選手は招集前までにアイマスクおよびアイシェードの検査を受けること。
- 12 重複障害がある場合は自らが選択した障害区分(1つの障害区分のみ)にて全ての競技・種目に参加すること。
- 13 車いす使用の選手は招集前までに車いす検査を受けること。
- 14 スターティングブロックを使用する場合は(使用を認めている種目のみ)、招集時に担当係員に申し出ること。

ボウリング大会

(ボウリング 障害区分表) ※男女別 ・ 年齢区分別

障害区分		区分番号
知的		1
肢体	立位	2-1
	座位	2-2
視覚		3
聴覚		4
内部		5
精神		6

- 1 年齢区分: 身体障害(1部=39歳以下・2部=40歳以上)
知的・精神障害(少年の部=19歳以下・青年の部=20歳～35歳・壮年の部=36歳以上)
- 2 知的障害以外はオープン参加とする。
- 3 競技方法はシングルレーン(ヨーロッパ方式)の4ゲーム制とする。
- 4 バンパーレーンは使用しない。

ボッチャ大会

(ボッチャ 障害区分表) ※男女混合・年齢区分なし ※○はオープン参加

		区分番号	障害区分	立位	座位
肢体1	切断・機能障害	1	多肢切断 両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	
肢体2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存		◎
		3	第7頸髄まで残存		◎
		4	第8頸髄まで残存		◎
		5	多肢切断		◎
肢体3	脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	6	四肢麻痺で車いす常用または、使用		◎
		7	けって移動		◎
		8	片上下肢で車いす常用または、使用		◎
		9	その他走不能	◎	
肢体4	四肢もしくは三肢体幹機能障害	10	電動車いす常用		◎
肢体5	その他肢体	11	その他肢体	○	
視覚		12	視覚障害		
聴覚		13	聴覚障害		
内部		14	内部障害		

- 1 オープン参加は同一競技区分とし、申込み多数の場合は選考等を行う場合がある。
- 2 座位とは車いすおよび、いすに座って競技を行うことをいう。また、立位とは立って競技を行うことをいう。
- 3 障害区分1の多肢切断とは三肢以上の切断を示す。両下肢完全とは両足の股・膝・足関節のすべてに機能障害があるものを示す。両上肢不完全および両下肢不完全とは両上肢の3大関節(肩・肘・手関節)のうち1または2関節、両下肢の3大関節(股・膝・足関節)のうち1または2関節の両方(両上肢・両下肢)に機能障害があるものを示す。
- 4 脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動がある者で上肢による車いす使用者は障害区分6とする。
- 5 障害区分10は四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者とする。
- 6 座位の選手で、競技中(投球前まで)に移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者は選手1名につき1名のスポーツアシスタントを認め、ランプを使用する者は選手1名につき1名のランプオペレーターを認める。
※スポーツアシスタントおよびランプオペレーターは選手の意思を離れて競技に介入することはできない。
※原則、立位の選手にスポーツアシスタントを付けることはできないが、付ける場合はオープン参加とする
- 7 介助が必要な者は選手1名につき1名の介助者を認める。なお、介助者は競技に関わることはできない。
※エンド間のボール回収については選手より申出があった場合のみ、審判等が行う
- 8 立位で競技する選手について、投球時以外はスローイングボックス外にあるいすを使用し待機することができる。
- 9 マイボールを使用する選手はボール検査を必ず受けること。なお、ボール検査にて基準をみたせなかった場合は、主催が用意するボールを使用しなければならない。
- 10 ランプを使用する選手は各自で持参し、ランプ検査を必ず受けること。なお、ランプはスローイングボックス(2.5m×1m)内に収まる寸法でなければならない。